

## 議案第4号

### 平成19年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成19年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 平成19年度鳥取県営工業用水道事業会計予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額309,523千円は、過年度分損益勘定留保資金302,810千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,713千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
收			入
第1款 資本的 収 入	217,691千円	4,800千円	222,491千円
第3項 企 業 債	0千円	4,800千円	4,800千円
支			出
第1款 資本的 支 出	527,190千円	4,824千円	532,014千円
第1項 建設改良費	199,702千円	4,824千円	204,526千円

(継続費)

第3条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	鳥取地区工業用水道 配水管増設事業費	12,060千円	19年度 4,824千円
				20年度 7,236千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	千円 4,800	証書借入れ又は 証券発行の方法 により財政融資 資金その他より 借入れするもの とする。ただし、 事業又は県財政 の都合により起 債額の全部又は 一部を翌年度に 繰り延べて起債 することができる。	10%以内(ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府資金及び 公営企業金融公庫資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年 すえ置き、じ後29 年度間に償還する ものとする。ただし、県財政その他の 都合によりすえ置き及び償還年限 を短縮又は延長して 起債し、あるいはすえ置き又は償 還期間中であっても 償還年限を短縮し、 延長し、又は 繰上償還を行い、 若しくは借換える ことができるものとする。

平成19年11月22日提出

鳥取県知事 平井伸治